

4 快適に暮らし続けるための支援

安全・安心で快適な住まいにするための支援についてご案内します。バリアフリー改修、地震や火事に備えての改修、環境にやさしい住まいづくりのための改修等の助成制度があります。

住まいの改修方法を検討する

安心して自宅に住み続けるために、既存住宅状況調査（インスペクション）支援制度が利用できます。調査により住宅の状態を把握し、適切な改修計画を作ることができます。

対象となる方

改修、売却、賃貸等による住宅の利活用を検討している住宅所有者 等

対象となる建築物

居住するための住宅（事業用住宅は対象外）

● 区公式ホームページ



対象となる費用

国の講習を受けた調査技術者による既存住宅状況調査に係る経費

補助率および金額

対象となる費用の 1/2 で上限 5 万円

※調査の契約をする前に申請が必要です。

● （一社）住宅リフォーム推進協議会
ホームページ（改修の進め方等のご案内）

※冊子は住宅課窓口にて配布中
（数に限りがあります。）



問合せ

住宅課 計画担当 ☎03-5608-6215（庁舎 9 階）

※調査技術者を探す場合は、住まい何でも相談処（☎03-3617-2262）（P33 参照）をご活用ください。

住まいの改修費用を借りる（住宅修築資金融資あっせん）

自宅の改修等を行う際に資金が不足する方に、区内等の信用金庫へ融資のあっせんを行います。

対象となる方

（一社）しんきん保証基金と保証委託契約を結べること。 等

対象となる建築物

区内に所在し、申込人が現に自ら居住しているまたは改修等を行った後に自ら居住するもの

貸付上限額

500 万円（工事に要する金額の範囲内）

※改修工事の着工前に申請が必要です。

利子

年 2.0%

区の補助

（一社）しんきん保証基金の保証料（全額）、貸付区分に応じた利子補助（半額または全額）



貸付区分と利子補助の額

区 分		対 象	利子補助	
一 般		安全性、居住性等を高めるための修築等	なし	
子育て世帯等	子育て世帯	子育て世帯または若年夫婦世帯が子育てや生活をしやすいするための修築等	なし	所得制限 以下の場合 全額
	若年夫婦世帯			
特別	高齢者	高齢者、障害者のために専用室を設ける、または生活しやすいするための修築等	半額	
	障害者			
道路交通騒音防止		道路に面している住宅の静穏な生活環境を確保するための住宅部分の開口部等の工事	半額	
防 災 対 策		① 耐震対策のための公道等に面したブロック塀の改造工事	全額	
		② 耐震診断の結果に基づき作成した耐震改修計画に基づく改修工事		
アスベスト対策		吹付けアスベストの除却および復旧または囲い込み等の修繕工事		

問合せ

住宅課 計画担当 ☎03-5608-6215（庁舎 9 階）

● 区公式ホームページ



バリアフリー改修をする

障害のある方（住宅設備改善費の助成・日常生活用具の給付）

重度の肢体不自由の方の日常生活を容易にするために、住宅の玄関等を改修する際の、費用を助成します。

対象となる方

● 住宅設備改善費助成（中規模改修）

学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の方 等

● 日常生活用具給付（小規模改修）

学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 3 級以上の方 等



助成額

世帯の所得に応じて自己負担金があります。詳しくは区公式ホームページをご確認ください。
※工事を行う前に申請が必要です。事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

問合せ

障害者福祉課 障害者相談係 ☎03-5608-6165～6（庁舎 3 階）

● 区公式ホームページ
（住宅設備改善費助成）



● 区公式ホームページ
（日常生活用具給付）



65 歳以上の方

■介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給

手すりの取り付け、段差の解消等の費用を支給します。

対象となる方

介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている方
（40歳から64歳までの第2号被保険者を含む。）

対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 和式便器から洋式便器への取り換え
- スロープの設置等の段差の解消 等

助成率および金額

改修費用 20 万円を限度に、費用の 9 割分、8 割分または 7 割分を保険で支給します。

※工事を行う前に申請が必要です。

問合せ

介護保険課 給付・事業者担当 ☎03-5608-6149（庁舎 4 階）

●区公式ホームページ



■高齢者自立支援住宅改修助成

介護予防、動作の容易性の確保等を目的とした改修工事の費用に対し助成します。

対象となる方

- 区内に居住する 65 歳以上の高齢者等で
 - ①予防改修：介護保険の要介護認定の結果が非該当の方または要介護認定を未申請の方
 - ②設備改修：介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている方

対象となる工事

- ①手すりの取り付け、床段差の解消、洋式便器等への取り換え 等
- ②浴槽・流し台・洗面台・洋式便器等への取り換え 等

助成率および金額

改修費用 20 万円を限度に、費用の 7 割～10 割分を支給します。

※工事を行う前に申請が必要です。

問合せ

高齢者福祉課 相談係 ☎03-5608-6171（庁舎 4 階）

- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（高齢期に向けた改修のご案内）
- ※冊子等は住宅課窓口にて配布中（数に限りがあります。）

●区公式ホームページ



地震や火災に備える

■ 耐震診断をする（民間建築物耐震診断助成事業）

地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断に係る費用の一部を助成します。

対象となる建築物

- ・平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された平屋建てまたは 2 階建ての木造住宅
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された店舗や事務所等の木造建築物及び非木造建築物

対象となる費用

耐震診断に要した費用



助成率および金額

- 木造建築物（木造住宅を含む。）：耐震診断に要した費用の 10/10 で上限 15 万円
- 非木造建築物（分譲マンションを含む。）：耐震診断に要した費用の 1/2 で 50 万円～204 万 5 千円（診断対象床面積による。）

※診断対象床面積により上限額が異なります。契約前にご相談ください。

問合せ

●区公式ホームページ

不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当 ☎03-5608-6269（庁舎 9 階）



■ 耐震改修をする（木造住宅耐震改修促進助成事業）

木造住宅の耐震改修を行う際に費用の一部を助成します。

対象となる建築物

- 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された平屋建てまたは 2 階建ての木造住宅
- 主要構造部（柱や梁等）の過半が木造
- 延べ面積の過半が住宅 等

対象となる費用

- 耐震改修に要した費用
- 耐震改修計画作成に要した経費（耐震改修の完了確認に要した経費を含む。）



助成率および金額

- 耐震改修に要した経費の 1/2～5/6 で 60 万円～170 万円
- 耐震改修計画作成に要した経費の 10/10 で上限 10 万円または 20 万円

※地区により異なります。契約前にご相談ください。

問合せ

●区公式ホームページ

不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当 ☎03-56086269（庁舎 9 階）



■ 燃えにくい住まいを建てる（不燃化助成制度）

「逃げないですむ燃えないまちづくり」を目指し、市街地の不燃化を促進するため、不燃建築物の建築に対して、費用の一部を助成します。

対象となる方

個人、中小企業者等



● 区公式ホームページ

対象となる建築物

- ①不燃化促進区域内に建築される不燃建築物
- ②指定された主要生活道路に接する敷地に建築される不燃建築物

※延べ面積 40 ㎡以上、高さ 7m以上であること等、区域によって条件が異なります。

助成額

- ①210 万円
- ②150 万円

※対象区域により助成額が異なります。また、除却費等について加算があります。

※工事を行う前（除却加算が対象の場合は除却工事前）に申請が必要です。

問合せ

不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当 ☎03-5608-6268（庁舎 9 階）

■ 燃えにくい住まいに改修する（防火・耐震化改修促進助成事業）

老朽木造建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、防火性能と耐震性能を向上させる改修工事に対して、費用の一部を助成します。

対象となる方

個人、中小企業者等

対象となる工事

対象区域内で外壁、軒裏、開口部の防火性能を向上させる工事

※同時に建物の耐震性能を向上させる工事が必要です。

助成額

100 万円（その他加算助成あり）

※工事を行う前に申請が必要です。



● 区公式ホームページ



問合せ

不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当 ☎03-5608-6269（庁舎 9 階）

■家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取り付け支援

家具の転倒防止器具やガラスの飛散防止フィルムの取り付けを行っています。

対象となる方

次のいずれかにあてはまる方のいる世帯

- ①65歳以上の方
- ②未就学児のいるひとり親
- ③愛の手帳1～3度の方
- ④身体障害者手帳1・2級の方

取り付け上限額

- 家具転倒防止器具の取り付け：14,500円まで
- ガラス飛散防止フィルムの取り付け：17,500円まで

※工事を行う前に申請が必要です。



問合せ

- ① 高齢者福祉課 支援係 ☎03-5608-6168（庁舎4階）
- ② 防災課 防災係 ☎03-5608-6206（庁舎5階）
- ③、④ 障害者福祉課 障害者給付係 ☎03-5608-6163（庁舎3階）

●区公式
ホーム
ページ



道路の環境をよくする

■細街路拡幅整備事業

道幅が4m未満の道路のうち、建築基準法上道路とみなされる部分（道路中心から2m後退する部分）の土地を区が拡幅整備します。申請には諸権利者の承諾が必要です。

問合せ

都市整備課 庶務・細街路担当 ☎03-5608-6292（庁舎9階）

●区公式ホームページ



■私道整備費の助成

一定の条件にあてはまる私道で、区が必要と認めた場合に、工事等費用の8割～10割を助成します。対象工事等は次の4種類です。事前にご相談ください。

- 路面舗装工事
- 排水設備工事
- 防犯灯工事
- 電柱移設



問合せ

都市整備課 庶務・細街路担当 ☎5608-6290（庁舎9階）

●区公式ホームページ



環境にやさしい住まいづくり

■雨水を利用する（雨水利用促進助成制度）

雨水を貯留槽にためて、植木への散水、トイレの洗浄水等を利用する方に対して、貯留槽を設置するための経費の一部を助成します。

助成額

- 雨水貯留槽の「本体価格＋設置経費」の 1/2（消費税および配送料は除く。）
- 助成限度額：5 万円



問合せ

環境政策課 環境政策担当 ☎03-5608-6209（庁舎 12 階）

● 区公式ホームページ



■緑のへい等設置助成制度

新たに道路に面した沿道部分に緑のへい（生け垣や植樹帯）を設置する方に対して、補助金を交付します。ブロック塀等を取り壊して新たに設置した場合は、加算措置があります（限度額 40 万円）。

※設置予定場所の調査を行います。事前にご相談ください。

問合せ

環境保全課 緑化推進担当 ☎03-5608-6208（庁舎 12 階）

● 区公式ホームページ



■屋上等・壁面緑化整備助成制度

新たに屋上や壁面を緑化する方に対して、補助金を交付します（限度額 40 万円）。

※設置予定場所の調査を行います。事前にご相談ください。

※屋上等緑化助成制度を利用予定の建築物（築 1 年以内を除く。）については、安全点検（構造・防水）を事前に受診（無料）していただきます。

問合せ

環境保全課 緑化推進担当 ☎03-5608-6208（庁舎 12 階）

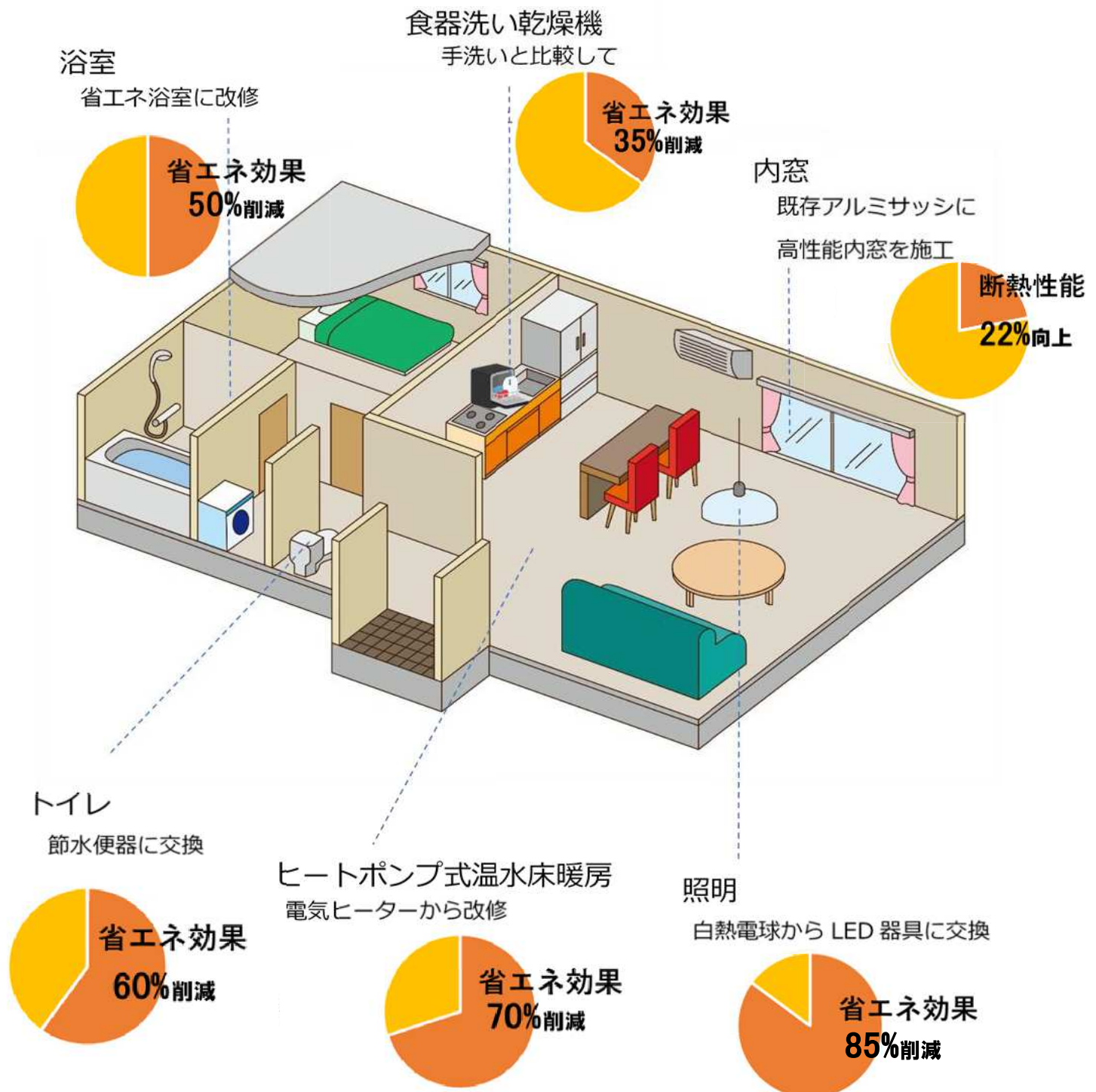
● 区公式ホームページ
（屋上等緑化整備補助金）



● 区公式ホームページ
（壁面緑化整備補助金）



■省エネルギーに配慮する



ライフスタイルにより、同等の効果を得ることができない場合があります。
(一社) 日本建材・住宅設備産業協会のデータをもとに作成しています。

■地球温暖化防止設備導入助成制度

地球温暖化を防止するため、区内の建物に省エネルギーや創エネルギー機器等の設備を導入する際に、費用の一部を助成します。導入する前に申請が必要です。

対象となる方

区内にある建築物の所有者（個人、マンション管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等）

対象設備	助成金額の算出方法
	上限額
遮熱塗装 【既築のみ】	工事費用の 10%
	戸建・事業所：15 万円 分譲マンション：30 万円
建築物断熱改修（断熱材） 【既築のみ】	工事費用の 10%
	戸建・事業所：15 万円 分譲マンション：50 万円
建築物断熱改修（窓） 【既築のみ】	工事費用の 10%
	戸建・事業所：15 万円 分譲マンション：50 万円
直管型 LED 照明器具 【既築のみ】	工事費用の 1/2
	戸建：3 万円 分譲マンション：15 万円
燃料電池発電給湯器（エネファーム） 【既築・新築】	工事費用の 10%
	5 万円
太陽光発電システム 【既築・新築】	5 万円/kW
	20 万円
家庭用蓄電システム 【既築・新築】	工事費用の 10%
	5 万円
住宅エネルギー管理システム（H E M S） 【既築・新築】	工事費用の 20%
	2 万円
ビークル・トゥ・ホーム（V 2 H） 【既築・新築】	製品費用の 1/4
	戸建：40 万円
EV 等充電設備 【既築・新築】	工事費用の 4/5
	戸建：7 万 5 千円

問合せ

環境保全課 環境管理担当 ☎03-5608-6207（庁舎 12 階）

